

○ 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（最低賃金） 第二十八条 賃金の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）の定めるところによる。</p> <p>第二十九条から第三十一条まで 削除</p>	<p>（最低賃金） 第二十八条 行政官庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。</p> <p>第二十九条 最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金審議会及び地方賃金審議会を置く。</p> <p>② 賃金審議会には、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門審議会を置くことができる。</p> <p>③ 賃金審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。</p> <p>④ この法律で定めるものの外、賃金審議会に関し必要な事項は、命令で定める。</p> <p>第三十条 行政官庁が最低賃金を定めようとする場合においては、予め賃金審議会の調査及び意見を求めなければならない。</p> <p>② 前項の場合、賃金審議会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官庁に提出しなければならない。</p> <p>③ 行政官庁は、前項の意見について公聴会を開いた後に、賃金審議会及び公聴会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。</p> <p>④ 地方行政官庁が最低賃金を定めようとする場合においては、前</p>

第百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

② (略)

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④・⑤ (略)

(附加金の支払)

三項の規定による手続を経た後に、労働に関する主務大臣の承認を受けなければならない。

⑤ 賃金審議会は、必要であると認める場合においては、賃金に関する事項について行政官庁に建議することができる。

第三十一条 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。但し、左の場合においては、この限りではない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について。行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 試の使用期間中の者又は所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

第百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会、中央賃金審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

② (略)

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準審議会及び地方賃金審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④・⑤ (略)

(附加金の支払)

第百十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金の外、これと同一額の附加金の支払を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内になければならない。

第百十九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、債四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

二 四 (略)

第百十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条、第三十一条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金の外、これと同一額の附加金の支払を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内になければならない。

第百十九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、債四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

二 四 (略)